

アメリカの犯罪被害者基金

(および我が国の罰金・交通反則金)

アメリカの犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund) は刑事罰金等を特定財源として確保している (出典 OVC Fact Sheet ; October 2005 ; Victims of Crime Act Crime Victims Fund) <http://www.ojp.usdoj.gov/ovc/publications/factshts/vocacvff/fs000310.pdf>

- ・同基金は犯罪被害者法 (VOCA : Victims of Crime Act) で規定されている。
- ・司法省法務局犯罪被害者室 (U.S. Department of Justice ; Office of Justice Programs ; Office for Victims of Crime) が管理している。
- ・刑事罰金等を特定財源としている。国庫収入のうち刑事罰金 (criminal fines)、没収保釈金 (forfeited bail bonds)、反則金 (penalties)、開発負担金? (special assessments) の全て、および、同基金に対する民間からの贈与 (gifts)、遺贈 (bequests)、寄付 (donations) を同基金に繰り入れて、犯罪被害者支援施策の財源としている。つまりこれらの金は、犯罪被害者支援施策に用途が特定される特定財源とされている。
- ・2004 年度 基金収入 834 百万ドル 基金支出上限額 620 百万ドル 基金残高 1,305 百万ドル
- ・基金の用途と上限
 - 児童虐待の捜査と訴追 …20 百万ドル上限
 - 連邦被害者通知制度の維持ならびに連邦被害者コーディネーターおよび検察・捜査当局の専門職の保持 …毎年度金額不定 (2001 年度 22 百万ドル、2002 年度 25 百万ドル)
 - 反テロ緊急被害支援 …50 百万ドル上限
 - 上記以外の残りの資金支出上限額 …約 520 百万ドル上限
 - うち 47.5% 州政府補償事業
 - うち 47.5% 州政府支援事業 (各州政府に 50 万ドル基礎配分+人口比例配分 ; 各州は被害者支援団体に対し公募配分(awards))
 - うち 5.0% VOC の裁量支援 (研修、技術的支援、事業評価、医療修等)

我が国における犯罪罰金・交通反則金の額と使途は次のとおり。

- ・ 犯罪罰金（懲罰金および没収金） 約 800 億円（平成 19 年度決算）

罰金（以下科料を含む。科料とは 1 万円未満の金額を言う）の裁判を執行するのは検察庁であるので、罰金は検察庁に納付する。

罰金は、一般歳入として国の一般会計に入る。普通の国税と同じく、罰金の使途は特定されておらず、いわゆる一般財源である。特定の～～事業に使われているという対応関係はない。アメリカの犯罪被害者基金は、罰金の使途を犯罪被害者施策に特定するという機能を持っている。いわゆる特定財源である。

標識や信号機を作る財源になっている交通反則金（いわゆる青キップで納付する反則金）は、罰金とは異なる。

- ・ 交通反則金 約 900 億円（平成 19 年度決算）

反則金とは、交通反則通告制度に基づき行政処分として課される過料のこと。道路交通法に違反したと判断された者が刑事手続を免れるかわりに納付する。一般的に「罰金」と呼ぶ人が多いがこれは誤りである。この反則金は行政処分（行政罰）の一種であり、刑事罰である科料・罰金とはその法的性質を異にしている。しかし、通告に応じない場合は刑事手続に移行するという点では、行政上の秩序罰と刑事罰の中間に位置しているとも言える、極めて特殊な制度である。

反則金は、日本銀行または歳入代理店（具体的には、市中銀行や郵便局などの金融機関）を通じて国に納められた後、交通安全対策特別交付金として都道府県や市町村に交付され、すべて信号機、道路標識、横断歩道橋などの交通安全施設の設置に使われる。